



# 金沢市公報

第3204号

令和8年(2026年)1月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

## ◎ 目 次

ページ

## ●告 示

○自転車等を移動し、保管したことについて

(交通政策課) 1

○自転車等を撤去し、保管したことについて

( " ) 2

○地縁による団体の認可について

(市民協働推進課) 3

○地縁による団体の告示された事項の変更につ

いて ( " ) 3

○生活保護法等の規定に基づく指定介護機関の

名称及び所在地の変更について (生活支援課) 4

○燃やすごみ等の収集手数料の徴収事務の委託

について (ごみ減量推進課) 4

○平成9年告示第232号(金沢市営住宅条例の

規定に基づき市営住宅に係る利便性係数を定めたことについて)の一部改正について

(住宅政策課) 4

## ●公 告

○農業経営基盤強化促進法の規定に基づく地域

計画の変更案の縦覧について (農業水産振興課) 5

○農業経営基盤強化促進法の規定に基づく地域  
計画を変更したことについて (農業水産振興課) 5  
○開発行為に関する工事の完了について  
(建築指導課) 5

## ●選挙管理委員会告示

○金沢市長選挙及び金沢市議会議員補欠選挙に  
係る説明会の開催について (選挙管理委員会) 6

## ●農業委員会告示

○令和8年第1回金沢市農業委員会総会の招集  
について (農業委員会事務局) 6

## ●消防局公告

○消防車のサイレンの使用について (警防課) 7

## ●公営企業告示

○下水道法の規定に基づく事業計画の変更につ  
いて (下水道整備課) 7○公共下水道の供用及び終末処理場による下水  
の処理の開始について ( " ) 7

---

告 示

---

## ●金沢市告示第22号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和8年1月21日

金沢市長 村 山 卓

1 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称

金沢市営金沢駅第1自転車駐車場

金沢市営金沢駅第2自転車駐車場

金沢市営金沢駅第3自転車駐車場

金沢市営金沢駅原付バイク駐車場

金沢市営金沢駅東自転車駐車場

金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場

金沢市営西金沢駅東自転車駐車場

金沢市営西金沢駅西自転車駐車場

金沢市営東金沢駅東自転車駐車場

金沢市営東金沢駅西自転車駐車場

- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場  
 金沢市営森本駅西自転車駐車場  
 金沢市営野町駅前自転車駐車場  
 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場  
 金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場  
 金沢市営鳴和バス停前自転車駐車場  
 金沢市営柿木畠自転車駐車場  
 金沢市営片町広場自転車駐車場  
 金沢市営森本駅東第2自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 2 移動し、保管した自転車等の台数  
 自転車 65台  
 原動機付自転車 2台  
 自動二輪車 1台
- 3 自転車等を移動し、保管した日  
 令和7年12月1日から同月31日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所  
 金沢市二口町二24番地5  
 公益社団法人金沢市シルバーパートナーズセンター
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所  
 日時 令和8年1月22日から同年4月21日まで  
 午前10時から午後7時まで  
 場所 金沢市問屋町2丁目95番地  
 金沢市自転車等保管庫

### ●金沢市告示第23号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和8年1月21日

金沢市長 村山卓

- 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自転車	1台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自転車	1台
米泉町9丁目地内	自転車	2台
西念4丁目地内	自転車	1台
広岡2丁目地内	自転車	1台
もりの里2丁目地内	自転車	1台
北間町地内	自転車	1台
鞍月3丁目地内	自転車	1台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日

令和7年12月1日から同月31日まで

- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

令和8年1月22日から同年7月21日

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地

## 金沢市自転車等保管庫

## ●金沢市告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和8年1月21日

金沢市長 村 山 卓

## 1 名称

千坂町会

## 2 規約に定める目的

本会は、町会区域内における良好な地域社会の維持及び形成を図り、会員相互の親睦、福利の増進、環境衛生、防災及び防犯の向上に資することを目的とする。

## 3 区域

町の名称	字	地番
疋田町	口	1番から9番まで、33番から48番まで及び104番から249番まで
	ハ	54番及び303番から368番まで
疋田2丁目		1番から99番まで
柳橋町	乙	37番

## 4 主たる事務所

金沢市疋田町口201番地2

## 5 代表者の氏名及び住所

西村 明

金沢市疋田町口1番地3

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無  
なし

## 7 代理人の有無

なし

## 8 規約に定めた解散の事由

総会員の4分の3以上の同意による総会の議決

## 9 認可年月日

令和8年1月21日

## ●金沢市告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和8年1月21日

金沢市長 村 山 卓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
稚日野町会	代表者の氏名及び住所	藤江 康幸 金沢市稚日野町南212番地4	中村 健司 金沢市稚日野町南20番地	令和8年 1月1日
	代表者の氏名及び住所	宮林 歩 金沢市赤土町へ258番地1	小川 義久 金沢市赤土町へ205番地	
鈴見町町会	代表者の氏名及び住所	本郷 康智 金沢市鈴見町二31番地2	瀧 憲太郎 金沢市鈴見町二51番地	令和8年 1月4日

## ●金沢市告示第26号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関から名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和8年1月21日

金沢市長 村山 領

事業所番号	事業所				事業者		変更年月日	サービスの種類		
	名称		所在地		名称	所在地				
	変更前	変更後	変更前	変更後						
1710116813	徳田外科胃腸科内科医院	小橋はっぴいクリニック	金沢市小橋町1番8号		医療法人社団誠医会	金沢市小橋町1番8号	令和7年4月1日	居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導		
1760191062	あんしんケアーズ・リハビリステーション24	金沢市兼六元町15番39号	金沢市小将町3番6号	株式会社あんしんケアーズ・リハビリステーション24	金沢市小将町3番6号	令和7年10月1日	訪問看護 介護予防 訪問看護			

## ●金沢市告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により燃やすごみ等収集手数料の徴収に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

令和8年1月21日

金沢市長 村山 領

- 1 指定公金事務取扱者の名称、住所、指定をした日及び委託をした日

名 称	住 所	指 定 を し た 日	委 託 を し た 日
雨野 真里	富山県南砺市松原1379番地28	令和7年12月5日	令和7年12月9日

- 2 委託した公金事務に係る歳入

燃やすごみ等収集手数料

- 3 委託した期間

令和7年12月9日から令和8年3月31日まで

## ●金沢市告示第28号

平成9年告示第232号（金沢市営住宅条例の規定に基づき市営住宅に係る利便性係数を定めたことについて）の一部を次のように改正し、令和8年2月1日から適用します。

令和8年1月21日

金沢市長 村山 領

第1項の表上荒屋住宅の項中「225戸」を「221戸」に、「33戸」を「37戸」に改め、同表額新町住宅の項を次のように改める。

## 金沢市公報

額新町住宅	4戸	0.75
	8戸	0.82
	43戸	0.83
	101戸	0.85
	115戸	0.86
	2戸	0.87

第1項の表大桑町住宅の項及び河原市町住宅の項を次のように改める。

大桑町住宅	40戸	0.82
	307戸	0.83
	1戸	0.85
	3戸	0.86
河原市町住宅	63戸	0.77
	1戸	0.80

---

公 告

---

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により地域計画を変更したいので、同条第7項の規定により公告し、当該地域計画の変更案を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該地域計画の変更案の利害関係人は、当該地域計画の変更案について、本市に対して意見書を提出することができます。

令和8年1月21日

金沢市長 村 山 卓

## 1 地域計画の変更案の縦覧の期間及び場所

## (1) 期間

令和8年1月21日から同年2月4日まで

## (2) 場所

金沢市柿木畠1番1号 金沢市農林水産局農業水産振興課

## 2 意見書の提出先、提出方法及び提出期間

## (1) 提出先

金沢市農林水産局農業水産振興課

## (2) 提出方法

持参又は郵送

## (3) 提出期間

令和8年1月21日から同年2月4日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

---

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定により地域計画を変更したので、同条第8項の規定により公告します。

なお、当該地域計画を金沢市農林水産局農業水産振興課において縦覧に供します。

令和8年1月21日

金沢市長 村 山 卓

---

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和8年1月21日

金沢市長 村 山 卓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市荒屋町二1番4	金沢市千木町ワ6番地1 丸山 篤 丸山 有岐子

## 選挙管理委員会告示

### ●金沢市選挙管理委員会告示第2号

令和8年3月8日執行予定の金沢市長選挙及び金沢市議会議員補欠選挙における選挙運動関係法規等の周知を図るため、立候補予定者及びその他の関係者に対する説明会をそれぞれ次のとおり開催します。

令和8年1月21日

金沢市選挙管理委員会

1 金沢市長選挙立候補予定者説明会

日 時 令和8年2月3日（火）午前10時  
場 所 金沢市広坂1丁目1番1号  
金沢市第一本庁舎第1委員会室

2 金沢市議会議員補欠選挙立候補予定者説明会

日 時 令和8年2月3日（火）午後2時  
場 所 金沢市広坂1丁目1番1号  
金沢市第一本庁舎第1委員会室

## 農業委員会告示

### ●金沢市農業委員会告示第1号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により令和8年第1回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和8年1月21日

金沢市農業委員会  
会長 井 口 栄 市

1 日時

令和8年1月27日 午後3時

2 場所

金沢市第二本庁舎 2301会議室

3 議案

- (1) 令和8年事業計画（案）について
- (2) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (4) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (5) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (6) 租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (7) 非農地証明願について
- (8) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について
- (9) 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について

- (10) 金沢農業・農村総合振興計画の変更に関する意見決定について
- (11) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第3条第1項第2号の規定による  
土地改良事業参加資格の承認について
- (12) 地域計画に関する意見決定について

## 消防局公告

消防訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

令和8年1月21日

金沢市消防長 油 仁一

場所 金沢市中央消防署管轄区域内（長坂町地内）

日時 令和8年1月26日（月）午前10時00分から午前10時30分まで

## 公営企業告示

### ●金沢市公営企業告示第1号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項において準用する同条第1項の規定により事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により次のとおり告示します。

なお、当該事業計画の案について意見がある利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市公営企業管理者に対して意見を申し出ることができます。

令和8年1月21日

金沢市公営企業管理者 松田滋人

1 事業名

金沢都市計画下水道事業 金沢市公共下水道事業

2 変更内容

- (1) 近岡雨水ポンプ場の追加
- (2) 排水区域の変更

3 工事の予定年月日

昭和37年3月31日から令和10年3月31日まで

4 縦覧期間

令和8年1月21日から同年2月4日まで

5 縦覧場所

金沢市土木局河川水防課

### ●金沢市公営企業告示第2号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局下水道整備課において、一般の縦覧に供します。

令和8年1月21日

金沢市公営企業管理者 松田滋人

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和8年2月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

- (1) 諸江町の一部
- (2) 鈴見台1丁目及び山科1丁目の各一部

3 供用を開始する排水施設の位置

縦覧に供する関係図面において表示する。

4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

(1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

位置 金沢市浅野本町ホ131番地

名称 城北水質管理センター

(2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

位置 金沢市東力町ハ272番地

名称 西部水質管理センター

5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式